

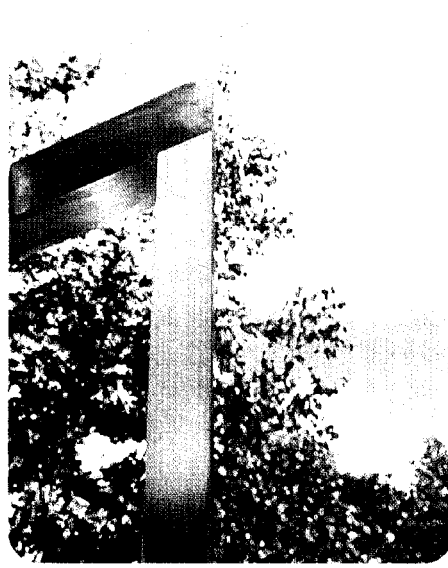
離職者支援資金

失業により、生計の維持が困難となった世帯へ——ご存じですか？

求職活動をがんばる間の

生活資金を

お貸しします



離職者支援資金の概要

貸付対象

次の要件の全てに該当する場合に貸付けが受けられます。

①生計中心者の失業によって生計の維持が困難となった世帯であること

失業前において生計中心者が家計を支えていた実績が必要です。また、多額の預貯金を保有していないことなどが要件となります。

②生計中心者が就労することが可能な状態で、目標を立てて求職活動を行っていること

健康な状態で新たに仕事に就くための努力をしていることが要件となります。

③生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること

生計中心者が就労してもその収入では生計が維持できない場合やあまりにも多額の負債を抱えている場合は貸付対象とはなりません。

④生計中心者が離職の日から2年(特別の場合は3年)を超えていないこと

「特別の場合」とは、就労のための技能習得を行っている場合です。

⑤生計中心者が雇用保険の一般求職者給付を受給していないこと

受給終了後または給付対象外であることが要件となります。給付制限期間中は貸付対象とはなりません。

貸付内容

●貸付月額 20万円(単身世帯は10万円)以内

●貸付期間 12カ月以内

●貸付総額 240万円(単身世帯は120万円)以内

●貸付金の償還

貸付期間終了後、最長で12カ月間を据置期間(無利子)とすることができます。

据置期間経過後、7年以内で償還をしていただきます。

●貸付の利率 年3%

●連帯保証人 原則として1名

※貸付総額が120万円を超える場合、連帯保証人が①住民税課税者、②不動産所有者 のいずれにも該当しないときは、連帯保証人は2名必要です。

貸付条件

貸付月額	貸付期間	貸付総額
20万円以内 ※単身世帯は10万円以内	12ヵ月以内	240万円（20万円×12ヵ月）以内 ※単身世帯は120万円（10万円×12ヵ月）以内

☆上記の金額・期間は上限を示したものです。実際の貸付に当たっては、就職の目標を立て、それに必要な最低限の金額・期間を上限の範囲内で決定し貸付します（一律に上限額を貸付するものではありません）。

据置期間	償還期間	利子
貸付期間終了後12ヵ月以内 ☆据置期間中は利子が発生しません	据置期間終了後7年以内（月賦返済）	年利3%

連帯保証人の条件

☆離職者支援資金の貸付には、以下の条件を満たす連帯保証人が1名以上必要です。

- ①借入申込者と別世帯・別生計であること
- ②原則として、借入申込者と同一市町村に居住していること
（やむを得ない場合は、道内他市町村居住者であれば可とします。道外居住者を連帯保証人としていた場合は借入申込時に別途ご相談下さい）
- ③償還期限時に70歳に達しないこと

☆貸付総額が120万円を超える場合、2名の連帯保証人が必要です。

ただし、連帯保証人が「住民税が課税されている」或いは「不動産を所有している」場合は、1名でも貸付が可能です。

申込窓口

☆お住まいの市町村の「社会福祉協議会」が窓口となります。

必要書類

借入申込者は、下欄の「事項」ごとにその右に示すいずれかの書類をそろえて申込時に提出してください。（同じ書類が重複する場合は1部で結構です）

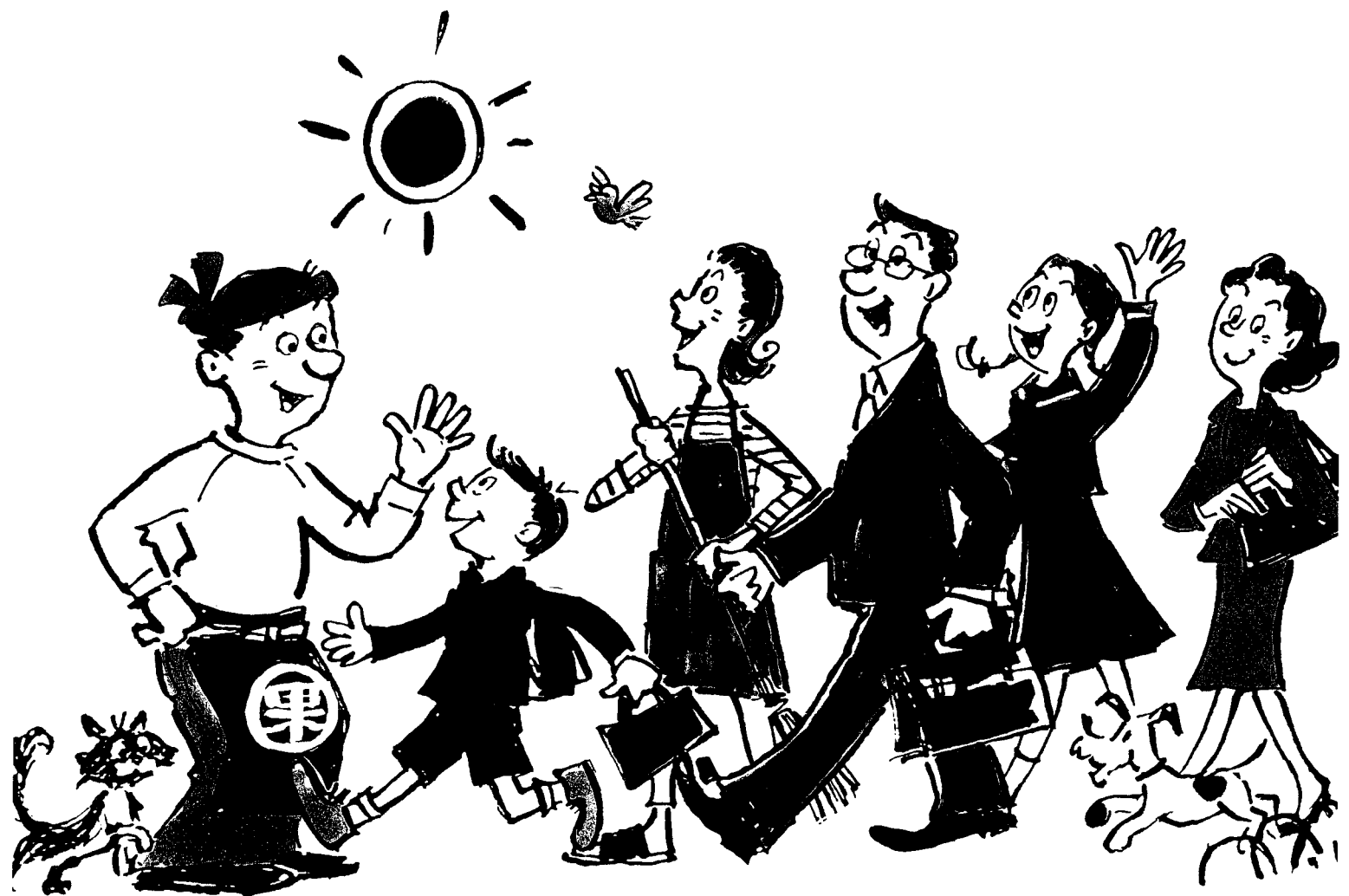
なお、添付する書類をお持ちでない場合は、市町村社会福祉協議会に相談してください。

対象	事項	必要添付書類（下記のいずれか）
借入申込者に関する書類	① 世帯の状況が明らかになる書類	住民票（世帯全員分・発行されてから3ヵ月以内のもの）
	② 失業前に収入があったことが明らかになる書類	源泉徴収票、所得税の確定申告書、雇用保険受給資格者証などの（写）
	③ 失業した時期が明らかになる書類	離職票、雇用保険受給資格者証、健康保険任意継続被保険者証などの（写） 適用事業所全喪届、個人事業の廃業届（写） 退職辞令（写）、離職直前の雇用主の発行する離職証明
	④ 技能習得中の場合の書類	技能習得等を証する書類（写）
	⑤ 現在の求職状況が明らかになる書類	ハローワークカード（写）、雇用保険受給資格者証（写）
	⑥ 雇用保険一般被保険者の求職者給付の受給資格が明らかになる書類	雇用保険受給資格者証（写）
連帯保証人に関する書類	⑦ 本人が確認出来る書類	運転免許証（写）、健康保険証（写）、住民票、住民税課税証明書、固定資産税課税証明書、不動産登記簿謄本
	⑧ 資力が明らかになる書類 （借入予定総額が120万円を超え、連帯保証人を1名とする場合）	住民税課税証明書、固定資産税課税証明書、不動産登記簿謄本

生活福祉資金

貸付のごあんない

社会福祉法人
北海道社会福祉協議会



ご相談は、あなたのまちの社会福祉協議会へ



●生活福祉資金貸付制度とは…

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づいたものです。他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指し、市町村の社会福祉協議会が窓口となって運営しています。様々な用途に応じた貸付資金があります。

●ご利用いただける方

●低所得世帯／世帯の収入が一定基準以下の方。

貸付対象となる世帯の年間収入の目安

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
6人世帯	660万円程度まで
7人世帯	720万円程度まで
8人世帯	780万円程度まで
以下一人当り加算額	60万円

世帯収入は、世帯主及び配偶者のみの収入合計とし、勤労者世帯は年間収入から税金や社会保険料を差し引いた額、自営業世帯は売上から仕入れ等諸経費を差し引いた額とします。

- 障害者世帯
身体障害者世帯／身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯。
知的障害者世帯／療育手帳の交付を受けた方の属する世帯。
精神障害者世帯／精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯。
- 高齢者世帯／65歳以上の介護を必要とする高齢者の属する世帯。

●連帯保証人が必要です

原則として連帯保証人が1名必要です。
[借受人と連帯して債務を負担していただきますので、日頃から熱心に相談・援助してくれる方が最適です。同一世帯の家族や保証能力が維持できない方(75歳以上の方、非課税世帯の方など)、すでに生活福祉資金または離職者支援資金を利用している方は連帯保証人になれません。]

- ☆次の場合は連帯保証人を必要としないでお貸しすることができます。
- ①更生資金技能習得費、福祉資金福祉費(技能習得の支度にかかるもの)、修学資金の申込みで、資金使用者が申込者、世帯主が連帯借入申込者となる場合。
 - ②高齢者世帯の申込みで、別世帯の子ども等が連帯借入申込者となる場合。
 - ③緊急小口資金の場合。

●返済方法等は…

- 返済は元金・利子均等の口座振替による月賦返済で、ゆうちょ銀行・北海道銀行・北洋銀行のみご利用できます(第1次産業従事者の方は、年賦・半年賦による返済も可能です)。
- 約束された期間に返済できなかった場合、残元金に対して延滞利子(年10.75%)が日割りで加算されます。

●民生委員の援助活動

この資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、申込み時から貸付・返済中において、民生委員の相談援助活動を受けていただきます。

●申込み方法

申込みにつきましては、掲載している内容以外にも条件がありますので、お住まいの地区の民生委員または窓口である市区町村社会福祉協議会にご相談下さい。


●貸付資金の種類

1-1 更生資金 生業費

対象：低所得世帯 障害者世帯

新規開業、あるいは現在営んでいる事業の拡張や継続に必要な資金。

(例)
●店舗の賃借における保証金、敷金
●設備や機械、器具の購入資金
●店舗の補修や改築資金
●商品及び原材料の仕入れ資金




1-2 更生資金 技能習得費

対象：低所得世帯 障害者世帯

就業に必要な知識・技能を習得するために要する経費および技能習得中の生計を維持するために必要な経費。

(例)
●運転免許の取得経費
●各種学校等の授業料、教科書代、通学費用
●家賃、光熱費、食費



2-1 福祉資金 福祉費

対象：低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯

(例)
●結婚、出産、葬儀に際し必要な経費
●転宅にかかる費用
●住宅の増改築・補修・保全のために必要な費用、又は公営住宅を譲り受けるのに必要な費用
●就職または技能習得に必要な支度をする費用
●日常生活の一時的な出費(灯油の一括購入、修学旅行費用、年金の掛け金等)

2-2 福祉資金 障害者等福祉用具購入費

対象：障害者世帯 高齢者世帯

障害者・高齢者が日常生活の便宜を図るための高価な福祉機器等の購入に、特に必要な経費。


(機器の例)
●電動式ギャッジベッド
●盲人用ワープロ
●油圧リフト
●文字放送用テレビ
●補聴器

2-3 福祉資金 障害者自動車購入費

対象：障害者世帯

身体障害者・知的障害者・精神障害者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための自動車購入費用。

(例)
●社会参加に使用する自動車の購入
●通院用の自動車の購入



2-4 福祉資金 中国残留邦人等国民年金追納費


対象：低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかであって、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第2条に基づき保険料の追納を行うことができる世帯

3 修学資金 修学費・就学支度費

対象：低所得世帯

学校教育法に定める学校(高校・高専・短大・専修学校・大学)の入学・修学に必要な経費。(※専修学校は、対象校・学科等について別途定めあり)

(例)
●修学費－授業料等、通学定期代
●就学支度費－入学金、制服・鞆・靴・教科書等の購入費用

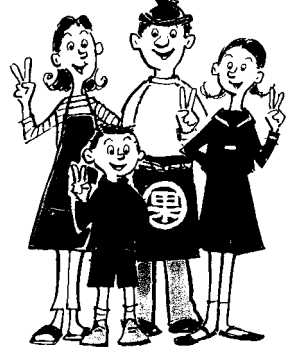


4 療養・介護等資金

対象：低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯

(1)療養費
世帯主や家族が入院したり、治療を受けている場合の治療費および療養中の生活費(※生活保護受給世帯は貸付対象外)

(2)介護等費
一時的に不足している介護保険料・介護保険サービス利用料、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等受給に要する経費、及び両サービス受給期間中の生活費



※上記貸付の他、失業中の方への生活費の貸付(離職者支援資金)や、不動産を担保とした高齢者の方への生活費の貸付(長期生活支援資金)があります。詳しくはお住まいの地区の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

5 災害援護資金

対象：低所得世帯

災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費。

(例)
●住宅の復旧及び家財の購入、主たる生計手段である田畑・工場・倉庫等の復旧費用

[注]
●「災害弔慰金の支給に関する法律」の適用とならない小規模な災害および自然災害以外の火災等が対象となります。
●災害援護資金の貸付限度額以上必要な場合は、住宅資金と重複して利用できません。

6 緊急小口資金

対象：低所得世帯

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合(以下4つの使途目的に限る)の生活費等。

- ①医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要となるとき。
- ②給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要となるとき。
- ③火災等被災によって生活費が必要となるとき。
- ④その他これらと同様のやむを得ない事由によるとき。

ア、年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費
イ、会社からの解雇、休業等による収入減
ウ、滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払による支出増
エ、事故等により、損害を受けた場合による支出増(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)
オ、社会福祉施設等からの退去に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増

生活福祉資金貸付限度額と条件

＜平成19年7月2日現在＞

資金種類		貸付限度額	据置	償還	利子	
更生資金	生業費	低所得世帯	2,800,000円以内	12カ月以内	7年以内	3%
		障害者世帯	4,600,000円以内	18カ月以内	9年以内	
	技能習得費	低所得世帯	1,100,000円以内	6カ月以内	8年以内	
		障害者世帯	1,300,000円以内			
福祉資金	福祉費 (ただし、住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な場合は2,500,000円以内)		500,000円以内	6カ月以内	3年以内 (住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅の譲り受けるのに必要な場合は、7年以内)	3%
	障害者等福祉用具購入費		1,200,000円以内		6年以内	
	障害者自動車購入費		2,000,000円以内			
	中国残留邦人等国民年金追納費		4,704,000円以内		10年以内	
修学資金	修学費	高校	月額) 35,000円以内	卒業後 6カ月以内	15年以内 (ただし貸付額により段階的に確定)	無利子
		高等専門学校	月額) 60,000円以内			
		短期大学	月額) 60,000円以内			
		大学	月額) 65,000円以内			
	就学支度費		500,000円以内			
療養・介護資金		1,700,000円以内	6カ月以内	5年以内	無利子	
災害援護資金		1,500,000円以内	12カ月以内	7年以内	3%	
緊急小口資金		50,000円以内	2カ月以内	4カ月以内	3%	
		100,000円以内		8カ月以内		

※ 高校には専修学校高等課程、短大には専修学校専門課程を含む

※ 療養資金については、特別の場合2,300,000円以内とする

※ 生活福祉資金の貸付額は千円とし、千円未満は切り捨てとする

発行日：平成19年8月8日

発行：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かのる2.7
北海道社会福祉総合センター内
TEL011-241-3976